

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2017年12月22日号

平成30年度税制改正大綱 重要項目一覧

平成29年12月14日、与党より平成30年度税制改正大綱(以下「大綱」)が公表され、22日に閣議決定された。

賃上げや国内設備投資に積極的な法人については税額控除等が拡充される一方、そうでない法人については研究開発税制その他の一定の税額控除が制限される等の措置が予定されている。

法人課税において重要度が高いと思われる項目を中心に抜粋した一覧は、次のとおりである。

1 法人課税

(1) 所得拡大促進税制の改組(p70)

- 平成30年4月1日から33年3月31日までの間に開始する事業年度において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる(法人税額の20%を上限)。
 - $(\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}) / \text{比較平均給与等支給額} \geq 3\%$
 - $\text{国内設備投資額} \geq \text{減価償却費総額} \times 90\%$
- 教育訓練費の比較教育訓練費に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができる。
- 地方税については、付加価値割の所得拡大促進税制が改組され、上の要件を満たす場合には、付加価値割の課税標準から給与等支給増加額が控除できる。(p74)

(2) 中小企業者等における所得拡大促進税制の改組(p73)

- 平成30年4月1日から33年3月31日までの間に開始する事業年度において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる(法人税額の20%を上限)。
 - $(\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}) / \text{比較平均給与等支給額} \geq 1.5\%$
- 次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができる。
 - $(\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}) / \text{比較平均給与等支給額} \geq 2.5\%$
 - 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ◇ 教育訓練費の前期の教育訓練費に対する増加割合が10%以上
 - ◇ その中小企業者等がその事業年度終了日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと
- 中小企業者等からは適用除外事業者は除かれる。
- 地方税については、一定の要件を満たす場合の税額控除が中小企業者等に係る法人住民税に適用される。(p74)

(3) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設(p71)

- 生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を前提に、同法の革新的データ活用計画(仮称)の認定を受けたものがその革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設・増設した一定の場合で、情報連携利活用設備の取得等をして事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却又は5%(一定要件を満たさない場合は3%)の税額控除との選択適用ができる。

- 地方税についても、特別償却が法人住民税及び法人事業税に、税額控除が中小企業者等に係る法人住民税に適用される。(p74)

(4) 租税特別措置の適用要件の見直し(p72)

- 大企業が、平成30年4月1日から33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととされる。ただし、その所得の金額が前期の所得金額以下の一定の事業年度については対象外とされる。
 - 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額
 - 国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 10%

(5) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設(p75)

- 産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた事業者の行った特別事業再編(仮称)により、法人がその有する株式を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上が繰り延べられる。

(6) 完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれる場合の、当初の完全支配関係の継続要件の見直し(p75)

(7) 当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合の、当初の従業者従事要件・事業継続要件の見直し(p75)

(8) 無対価組織再編成の処理の明確化(p75)

2 国際課税

(1) 恒久的施設(PE)関連規定の見直し(p108)

- PEの定義の見直し
 - PE認定の人為的回避防止措置の導入
 - ◇ いわゆる代理人PEの範囲の拡大
 - ◇ 独立代理人の範囲の縮小
 - ◇ PE認定されない特定の活動の範囲を準備的・補助的なものに限定
 - 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備

(2) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)等の見直し(p110)

- 経済活動基準
 - 一定の金融持株会社について、事業基準を満たすこととされる
- 会社単位の合算課税制度における適用対象金額
 - 日本企業による外国企業買収後のグループ内再編における株式譲渡益について、一定の要件の下、適用対象金額から控除される
 - 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算
- 部分合算課税制度における部分適用対象金額の計算
- 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度
 - 保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合等の外国金融子会社等の該当要件の判定
 - 外国金融子会社等に該当する外国金融持株会社の要件の見直し
- 二重課税調整の拡充

(3) 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正(p116)

(4) その他(p117)

- BEPS防止措置実施条約等の実施に係る国内法の整備
- 租税条約等における提供済情報の外国当局による利用範囲の明確化及び要件・手続の整備
- 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の適用期限の延長(3年)

3 法人税における収益の認識等(p90)

(1) 法令上明確化される取扱い(p90)

- 資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(「資産の販売等」)に係る収益の額として益金に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供した役務につき通常得べき対価の額に相当する金額であることが法令上明確化される。
- 資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとする。
- 資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されることが法令上明確化される。
- 資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って、目的物の引渡し又は役務の提供日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることが法令上明確化される。

(2) 廃止される取扱いとその経過措置(p90)

- 返品調整引当金
- 長期割賦販売等についての延払基準による計算

4 その他の租税特別措置(新設・廃止)

(1) 高度省エネルギー増進設備等の特別償却又は税額控除(p82)

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却(p83)

(3) 情報流通円滑化設備の特別償却(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定を受けたもの)(p83)

(4) 企業主導型保育施設用資産の割増償却(p84)

(5) 雇用促進税制のうち同意雇用開発促進地域に係る措置は適用期限の到来をもって廃止(p87)

5 納税環境整備(p118)

(1) 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設(法人税 p118、79、地方税 p121、81、消費税 p118、100)

- 大法人(資本金1億円超の法人等)について義務化
- 添付書類については電子情報処理組織を使用する方法等による提出が義務化
- 連結子法人の個別帰属額等の届出について電子情報処理組織を使用する方法等による提出をした際には届出書類を提出したものとみなされる(p120、80)

(2) 確定申告書等添付書類のうち圧縮記帳等に係る一定の第三者作成書類については、添付することに代えて保存することにより適用が認められる。(p119、p79)

(3) 一定の届出書について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出が不要とされる。(p120、p80)

(4) 自署押印制度の廃止(p120、法人税 p80、地方税 p81)

6 資産課税(p45)

(1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例の創設(p45)

- 特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税が猶予される。

(2) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し(p48)

- 個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等の一定の法人を除く)に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとされ、規定が明確化される。

7 固定資産税

- 中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された機械装置等に関する固定資産税の減免(p57)

※(参考)なお、主に個人に直接の影響がある項目として、以下の内容が掲載されている。

8 個人所得課税(p17)

- 給与所得控除等の見直し(p17)
- 公的年金等控除の見直し(p17)
- 基礎控除の見直し(p19)
- 所得金額調整控除(p20)
- 配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の判定の基礎となる合計所得金額の見直し(p21)
- 青色申告特別控除の見直し(p21)

9 国際観光旅客税の創設(p92)

- 平成 31 年 1 月 7 日以後の出国 1 回につき 1,000 円

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001